

ご意見をお聞かせください

「いろは健康21プラン（第4期）、志木市食育推進計画（第2期）、志木市歯と口腔の健康プラン（第2期）」の素案について

いろは健康21プランは、市町村健康増進計画として、乳幼児期から高齢期まで、市民の生涯にわたる健康づくりに関する施策を推進するための計画です。また、志木市食育推進計画は、食育基本法に基づく地域の食育に関する施策を推進するための計画です。

志木市歯と口腔の健康プランは、「志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。いずれも皆さんからのご意見を広く募集します。

募集期間／12月1日(土)～1月4日(金) (当日消印有効)

担当・問合せ／健康政策課 内線2479 FAX(471)7092 ✉kenkou-seisaku@city.shiki.lg.jp

「市民のこころと命を守るほっとプラン」の素案について

「市民のこころと命を守るほっとプラン」は、自殺対策基本法に基づく計画で、行政、関連団体、市民が一丸となり、生きる支援として自殺対策を推進するため、策定するものです。皆さんからのご意見を広く募集します。

募集期間／12月1日(土)～1月4日(金) (当日消印有効)

担当・問合せ／健康増進センター 内線3406 FAX(476)7222 ✉hoken-s@city.shiki.lg.jp

閲覧場所及び市民意見シートの配布場所／健康政策課、健康増進センター、柳瀬川・志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、総合福祉センター、市民体育館
※市ホームページからも閲覧、ダウンロードできます。

対象(意見を提出できる人)／市内に在住・在勤・在学する人及び事業者、納税義務者、意見公募手続きに係る計画や施策などにつき利害関係がある人

提出方法／所定の市民意見シートに必要事項を記入のうえ、直接持参、郵送、FAXまたはメールで各担当課へ

※市ホームページ上に設けられた専用フォームから意見を投稿することもできます。

※お寄せいただいた意見などを集約した概要とともに、意見に対する市の考え方を公表します。意見に対する個別回答は行いません。また、匿名によるご意見の提出や電話または来庁による口頭での申し出は受付できませんのでご了承ください。

空き家に関する相談会を開催します

問合せ／環境推進課 内線2311

市では、平成28年度から、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会県南支部主催による、不動産無料相談会を月1回開催しています。

さらに近年、高齢化や核家族化などのさまざまな理由から、全国的に空き家の数が増えています。所有者からも「どうしたらいいかわからない」「管理しきれない」など、対応に困っている人が増えていることから、空き家に関する相談会を開催します。一級建築士、宅地建物取引士、弁護士に無料で相談することができます。

と き／12月21日(金) 10時～15時(一人30分程度)※予約制

ところ／市役所

主 催／(一社)日本空家対策協議会

申込み／12月18日(火)までに、電話で(一社)日本空家対策協議会[☎048(480)0808]へ

こんな悩みはありませんか？

- どうしたら活用や処分ができるの？
- 更地にすると税金が高くなる。
- リフォームか建て替え、どっちがいいの？
- 思い入れがあるので売れない。
- 誰に何を相談したらいいの？ など